

北秋田市例規執務サポートシステム等委託
応募型プロポーザル実施要領

北秋田市総務部総務課

北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、例規管理に係る事務の効率化及び法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム（以下「システム」という。）の再構築に係るソフトウェア、データベースの構築及び関連サービスの調達に関しその提案をプロポーザルにより求めることについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

北秋田市例規執務サポートシステム等委託

(2) 業務内容

別紙「北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル仕様書」に記載のとおり

(3) 業務委託期間

構築業務：契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

利用期間：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（5年間）

(4) 提案限度額

26,950,000円（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3 プロポーザル方式を採用する理由

法令遵守の徹底やデジタル化推進などの社会の今日的要請に照らし、法制事務の合理化・省力化及び職員の法制執務能力の向上は、本市においても喫緊の課題となっている。

これらの諸課題の解決については、事業者の技術力、業務実績・ノウハウ等を生かし、システム又は関連サービスを通じた支援が期待できることから、プロポーザル方式により、本市にとって最も適切な事業者を選定することとしたい。

4 プロポーザルの方式

企画提案書公募による応募型プロポーザルとする。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立中又は手続中でない者であること。
- (3) 北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年北秋田市条例第 3 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 北秋田市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所の所在地の市町村税（特別区にあつては都税）の滞納がないこと。
- (6) 業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

6 スケジュール

1	プロポーザル実施要領等の公開	令和 6 年 5 月 15 日（水）
2	質問書提出期限	令和 6 年 5 月 22 日（水）まで
3	質問書回答期限	令和 6 年 5 月 30 日（木）
4	参加表明書類提出期限	令和 6 年 6 月 3 日（月）必着
5	参加資格審査結果通知	令和 6 年 6 月 7 日（金）
6	企画提案書提出期限	令和 6 年 6 月 14 日（金）必着
7	企画提案内容プレゼンテーション	令和 6 年 6 月中旬～7 月上旬予定
8	審査結果通知	令和 6 年 7 月上旬予定
9	契約締結	令和 6 年 7 月中旬予定

7 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式：質問書（様式第 1 号）
- (2) 提出先：北秋田市総務部総務課
メールアドレス soumu@city.kitaakita.akita.jp
- (3) 提出期限：令和 6 年 5 月 22 日（水）
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、質問者に対して回答期限までに回答することとし、市のホームページにも掲載する。

8 企画提案の参加表明

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第 2 号）
 - ② 参加者資格審査調書（様式第 3 号）
 - ③ 業務実施体制調書（様式第 4 号）
 - ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式第 5 号）
- (2) 提出部数 各 1 部

- (3) 提出期限 令和6年6月3日(月) 必着
- (4) 提出先 北秋田市総務部総務課
- (5) 提出方法 郵送又は持参
- (6) 受付時間 平日午前9時から午後5時まで

9 参加資格審査結果通知

提出のあった参加表明書類を確認の上、結果を令和6年6月7日(金)までに参加表明者へ電子メールで通知するとともに、書面で通知する。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められたものは、企画提案書等を次により提出することとする。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書(任意様式)
 - ② 事業者としての優位性とアピール(独自提案)(様式第6号)
 - ③ 見積書(任意様式)
 - ④ 見積内訳明細書(任意様式)

※各経費区分の積算根拠が明確に分かるように具体的に記載すること。

- (2) 提出部数 各10部(原本1部、写し9部)
- (3) 提出期限 令和6年6月14日(金) 必着
- (4) 提出先 北秋田市総務部総務課
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 受付時間 平日午前9時から午後5時まで

11 プレゼンテーションの実施

企画提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 日程 令和6年6月中旬～7月上旬予定
 - (2) 場所 北秋田市役所本庁舎3階大会議室(予定)
- (詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。)
- (3) プレゼンテーションの方法
 - ① プレゼンテーション時間は「準備5分程度、説明20分程度、質疑応答10分程度」とする。
 - ② プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え、追加は認めない(スクリーン等に投影し説明する場合を含む。)ただし、明らかな誤りによる修正等は、この限りでない。
 - ③ プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェク

ター及びスクリーンは本市が用意したものを利用することができる。

(4) その他

本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

12 審査方法等

(1) 北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。※別紙「北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル審査要領」による。

(2) 企画提案者が1者のみの場合の取扱い

企画提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、各審査員の評価点の合計が6割以上の得点となった場合に限り、受託候補者として選定する。

13 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者全てに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申立ては受け付けない。

14 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案に当たり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

15 企画提案者の辞退

参加申込後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

16 契約について

契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

委託料は、次のとおり按分して年度ごとに支払うものとする。なお、10分の1又は10分の2を算出するに当たり発生する100円未満の端数部分については、令和11年度分に

上乘せして処理するものとする。

令和6年度	見積金額（消費税相当額を除く。）の10分の1の金額に、年度ごとの履行完了時点における消費税相当額を加えた額
令和7年度	見積金額（消費税相当額を除く。）の10分の2の金額に、年度ごとの履行完了時点における消費税相当額を加えた額
令和8年度	見積金額（消費税相当額を除く。）の10分の2の金額に、年度ごとの履行完了時点における消費税相当額を加えた額
令和9年度	見積金額（消費税相当額を除く。）の10分の2の金額に、年度ごとの履行完了時点における消費税相当額を加えた額
令和10年度	見積金額（消費税相当額を除く。）の10分の2の金額に、年度ごとの履行完了時点における消費税相当額を加えた額
令和11年度	見積金額（消費税相当額を除く。）の10分の1の金額に、年度ごとの履行完了時点における消費税相当額を加えた額

17 留意事項

- ① 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出後の提出書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- ③ 提出された書類等は返却しない。
- ④ 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- ⑤ 郵送等の事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- ⑥ 提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ⑦ 審査の結果、実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。
- ⑧ 審査の経緯や経過等に関する問い合わせには一切応じない。
- ⑨ 審査結果についての異議申し立て並びに問い合わせには、一切応じない。
- ⑩ やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- ⑪ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ⑫ 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、参加者の

承諾を得ずに提出資料の内容を無償で使用できるものとする。

⑬ 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

18 問い合わせ先

北秋田市総務部総務課

〒018-3392

北秋田市花園町19番1号

北秋田市総務部総務課総務係

TEL：0186-62-1111 FAX：0186-63-2586

E-mail：soumu@city.kitaakita.akita.jp

以上